改 前 国立大学法人京都大学教職員就業規則

(平成16年達示第70号)

(前略)

(適用範囲)

- 第2条 この規則は、教職員に適用する。
- 2 仟期を付して雇用する教職員について、別段の 定めを置くときは、それによる。
- 教員の採用・懲戒等に関する事項については、 国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成1 6年達示第71号)による。
- 4 前3項の規定にかかわらず、以下の教職員につ いては、別に定める。
  - (1) 有期雇用教職員(国立大学法人京都大学有期 雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号) 第2条に定める教職員)
  - (2) 時間雇用教職員(国立大学法人京都大学時間 雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号) 第2条第1項に定める教職員)

(中略)

(再雇用)

第23条 第22条第1項第2号又は第3号の規定|第23条 教職員等の再雇用については、国立大学 により退職した教職員については、国立大学法人 京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16 年達示第78号)により再雇用することができる。 (後 略)

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規 則

(平成16年達示第72号)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員 第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員 就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業 規則」という。) 第2条第4項第1号の規定に基づ き、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。) に雇用される有期雇用教職員の労働条件、服務そ の他就業に関する事項を定めることを目的とする。 (後略)

(適用範囲)

改

第2条 (同 左) 3

前3項の規定にかかわらず、以下の教職員につ いては、別に定める。

īF

後

- (1) 事務職員(特定業務)(国立大学法人京都大 学事務職員(特定業務)就業規則(平成25年 達示第57号)第2条に定める職員)
- (2) 有期雇用教職員(国立大学法人京都大学有期 雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号) 第2条に定める教職員)
- (3) 時間雇用教職員(国立大学法人京都大学時間 雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号) 第2条第1項に定める教職員)

(再雇用)

法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成 16年達示第78号)による。

(目的)

就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業 規則」という。)第2条第4項第2号の規定に基づ き、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。) に雇用される有期雇用教職員の労働条件、服務そ の他就業に関する事項を定めることを目的とする。

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規

(平成16年達示第73号)

(目的)

就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業 規則」という。) 第2条第4項第2号の規定に基づ き、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。) に雇用される時間雇用教職員の労働条件、服務そ の他就業に関する事項を定めることを目的とする。 (後 略)

> 国立大学法人京都大学退職者功労表彰規程 (平成24年達示第21号)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員 第1条 (同 左) 就業規則(平成16年達示第70号)第47条第 5号又は国立大学法人京都大学有期雇用教職員就 業規則(平成17年達示第37号)第59条第5 号の規定に該当する教職員の表彰に関し必要な事 項を定めることを目的とする。

(表彰を受ける者)

- 者を大学に功労があった者として表彰する。
  - (1) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平 成16年達示第89号)により退職手当が支給 される者(教授、准教授、講師及び助教を除く。) であって、同規程による勤続期間の計算におい て勤続期間が30年以上である者
  - (2) 有期雇用教職員(事務補佐員に限る。)であ って、有期雇用教職員としての勤続期間(平成 17年3月31日以前に日々雇用教職員として 引き続いて勤続した期間がある場合は当該期間 を含む。) が30年以上である者

(後略)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員|第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員 就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業 規則」という。)第2条第4項第3号の規定に基づ き、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。) に雇用される時間雇用教職員の労働条件、服務そ の他就業に関する事項を定めることを目的とする。

- 第2条 退職時において、次の各号の一に該当する 第2条 退職時において、次の各号の一に該当する 者を大学に功労があった者として表彰する。
  - (1) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平 成16年達示第89号)により退職手当が支給 される者(教授、准教授、講師及び助教を除く。) であって、同規程による勤続期間の計算におい て勤続期間(当該者に事務職員(特定業務)と しての在職期間がある場合は当該勤続期間に事 務職員(特定業務)としての在職期間を加えた 期間。)が30年以上である者
  - (2) 事務職員(特定業務)であって、事務職員(特 定業務)としての勤続期間が30年以上ある者
  - (3) 有期雇用教職員(事務補佐員に限る。)であ って、有期雇用教職員としての勤続期間(平成 17年3月31日以前に日々雇用教職員として 引き続いて勤続した期間がある場合は当該期間 を含む。) が30年以上である者

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。